

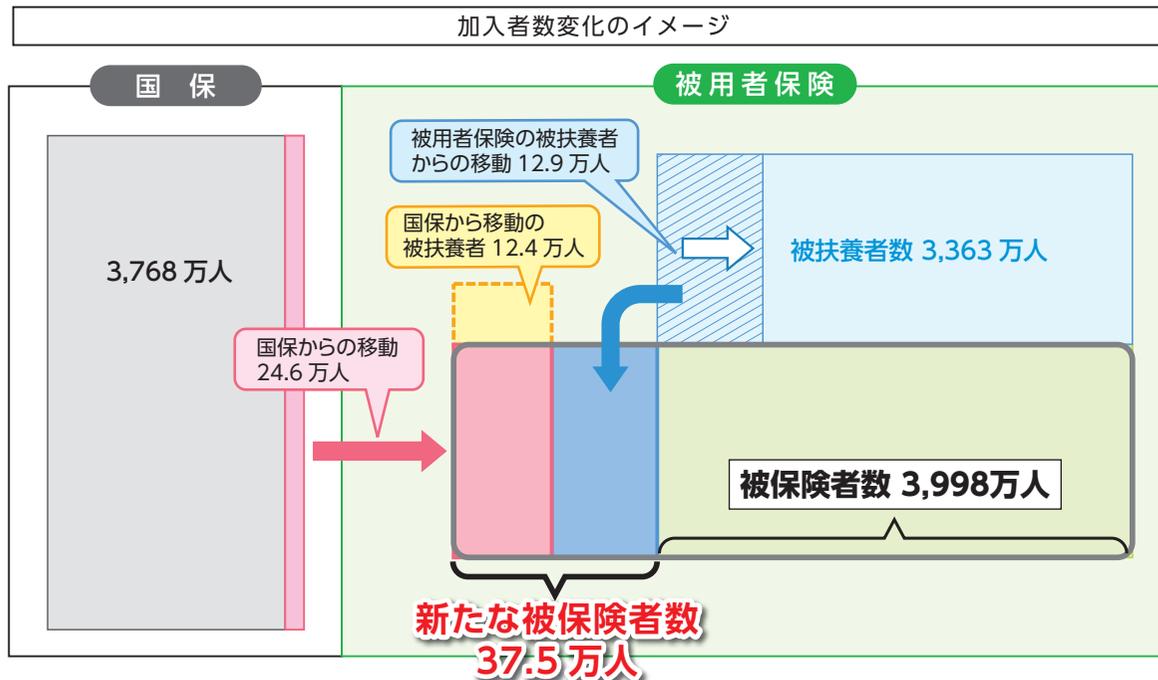
短時間労働者の社会保険の適用拡大について

2016年10月から施行される「短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大」については、労働者や事業主、健保組合を中心とする医療保険者にも多大な影響を与えることが見込まれます。

施行に向けて、必要な対応を早期に検討する必要があります。

1. 被用者保険全体で約 37.5 万人の被保険者が増加 (健保連試算)

- 短時間労働者の適用拡大により、新たに国保被保険者から約24.6万人、健康保険の被扶養者から約12.9万人が被用者保険の被保険者に移動すると見込まれます。
- 産業別では、①「卸売、小売業」(約16.6万人増)、②「宿泊業、飲食サービス業」(約4.1万人増)、③「医療、福祉」(約3.4万人増)、④「製造業」(約2.7万人増)、⑤「運輸業、郵便業」(約2.5万人増)の順。



2016年10月の適用拡大要件 (年金機能強化法)



※施行後、3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる

2. 被用者保険全体で約 374 億円の負担増 (健保連試算)

- 相対的に賃金水準の低い短時間労働の被保険者が増加すると、保険給付費及び拠出金の負担増が保険料収入の増加を大幅に上回り、健保組合財政にマイナスの影響を及ぼします。
- 2016年度の財政影響を健保連で試算した結果、被用者保険全体で約374億円の負担増が見込まれます。特に、「卸売、小売業」、「宿泊、飲食サービス業」等の特定の業種に負担増が集中します。

※保険料収入544億円 — (医療給付費792億円+拠出金126億円) = ▲374億円
(後期高齢者支援金は2/3総報酬割、拠出金の調整措置は考慮していない)

3. 負担増が集中する健保組合への影響緩和措置が不可欠

- 特に影響の大きい健保組合では、2016年度だけでなく、後期高齢者支援金が全面総報酬割となる2017年度以降も、保険給付費と拠出金の負担増が保険料収入の増加分を上回ることが確実で、特定の業種で解散を選択せざるを得ない健保組合が多発することが懸念されます。

健保組合(例)	加入者数	収支影響(保険料率換算)
A 健保組合(小売業)	1.4倍	+ 1.6%
B 健保組合(飲食サービス業)	1.5倍	+ 2.2%

いずれも**保険料率を12%近くまで、急激に上げることが必要となる**

中小企業が多く加入する協会けんぽの平均保険料率10%(2015年度)を大きく上回る水準に!!

注) 収支影響(保険料率換算)は、後期高齢者支援金2/3総報酬割、かつ拠出金の調整措置を考慮していない数値。

健保連は、2016年度に向けて、負担増が集中する健保組合の影響緩和措置を検討・実施することを要望しています。